

議案第 5 3 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
1	1	昭和 第 2 4 号 線	川崎区 昭和 1 丁目 川崎区 昭和 1 丁目	3 5 番 1 先 3 5 番 7 先
2	2	浅 第 2 0 9 号 線	川崎区 浅田 2 丁目 川崎区 浅田 2 丁目	6 4 番 2 7 先 6 4 番 2 1 先
3	3	水 第 1 1 号 線	宮前区 水沢 3 丁目 宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 4 番 1 6 先 2 7 8 4 番 2 3 先
4	4	中 野 島 第 2 1 9 号 線	多摩区 中野島 3 丁目 多摩区 中野島 3 丁目	5 7 2 番 1 8 先 5 7 2 番 1 2 先
5	5	登 第 3 7 2 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 1 2 番 2 先 2 1 2 番 2 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
6	6	井 田 三 舞 町 第 1 1 号 線	中原区 井田三舞町	9 5 番 先
			中原区 井田三舞町	5 1 番 1 先
7	6	井 田 三 舞 町 第 1 2 号 線	中原区 井田三舞町	5 1 番 3 先
			中原区 井田三舞町	8 8 番 1 先
8	7	登 戸 第 2 5 5 号 線	多摩区 登戸	2 0 7 番 1 先
			多摩区 登戸	2 1 2 番 2 先
9	8	高 石 第 1 4 号 線	麻生区 高石 3 丁目	2 4 番 1 先
			麻生区 高石 3 丁目	2 4 番 1 先
1 0	9	王 禅 寺 第 3 3 5 号 線	麻生区 王禅寺東 5 丁目	1 5 0 番 先
			麻生区 王禅寺東 5 丁目	1 5 1 番 先

認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区昭和1丁目地内）

整理番号 1



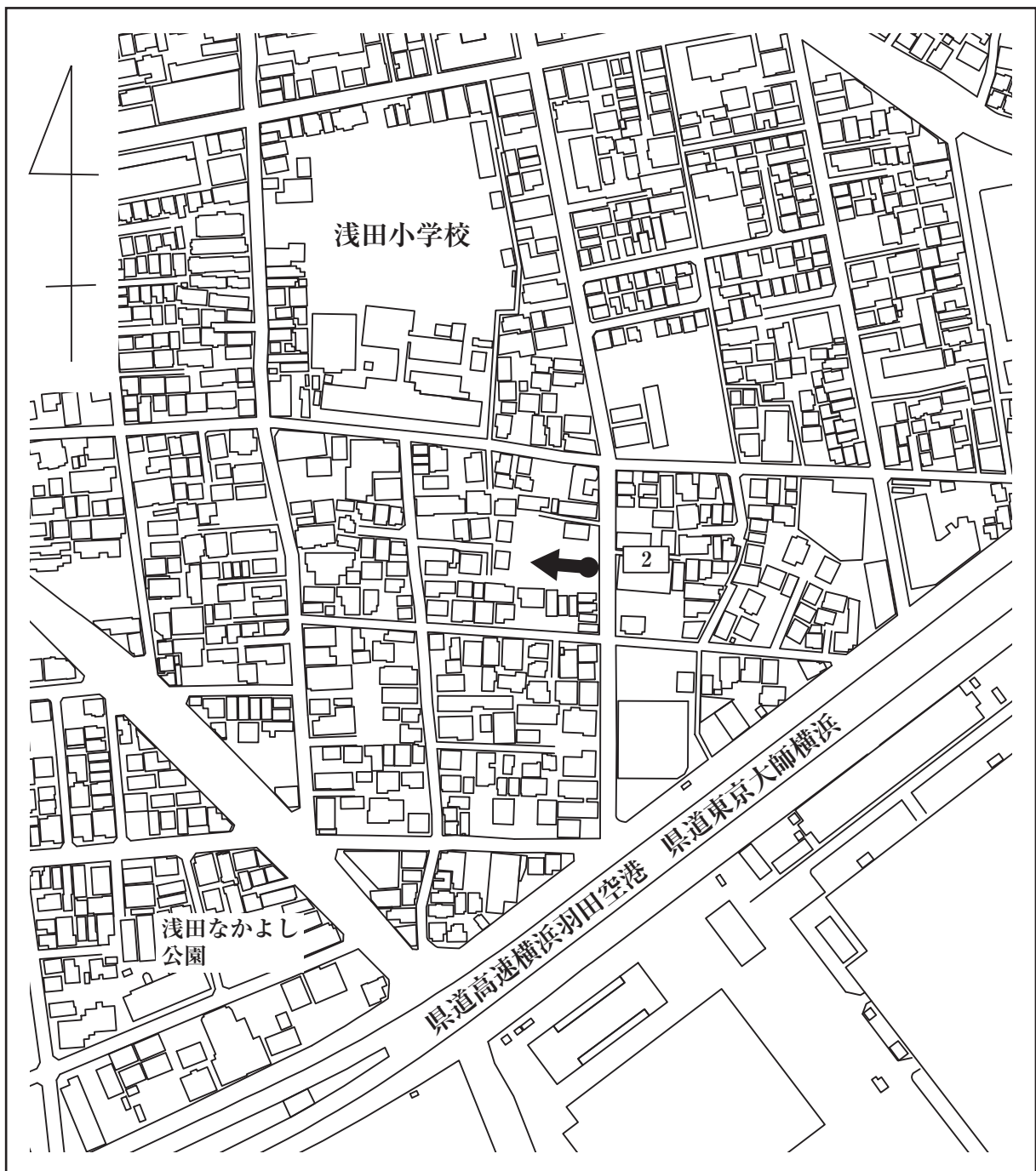
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区浅田 2 丁目地内）

整理番号 2



認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区水沢 3 丁目地内）

整理番号 3



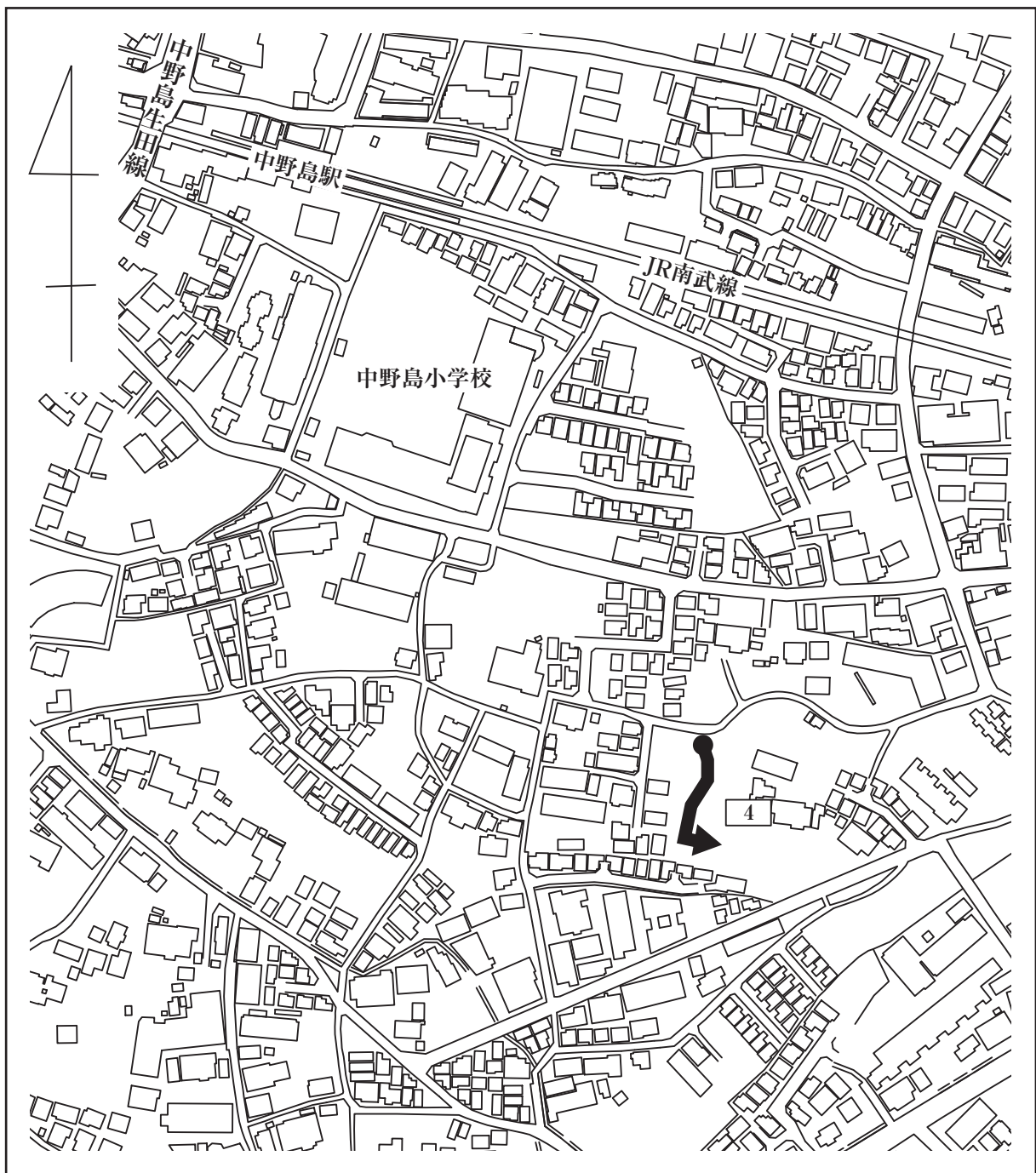
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区中野島 3 丁目地内）

整理番号 4



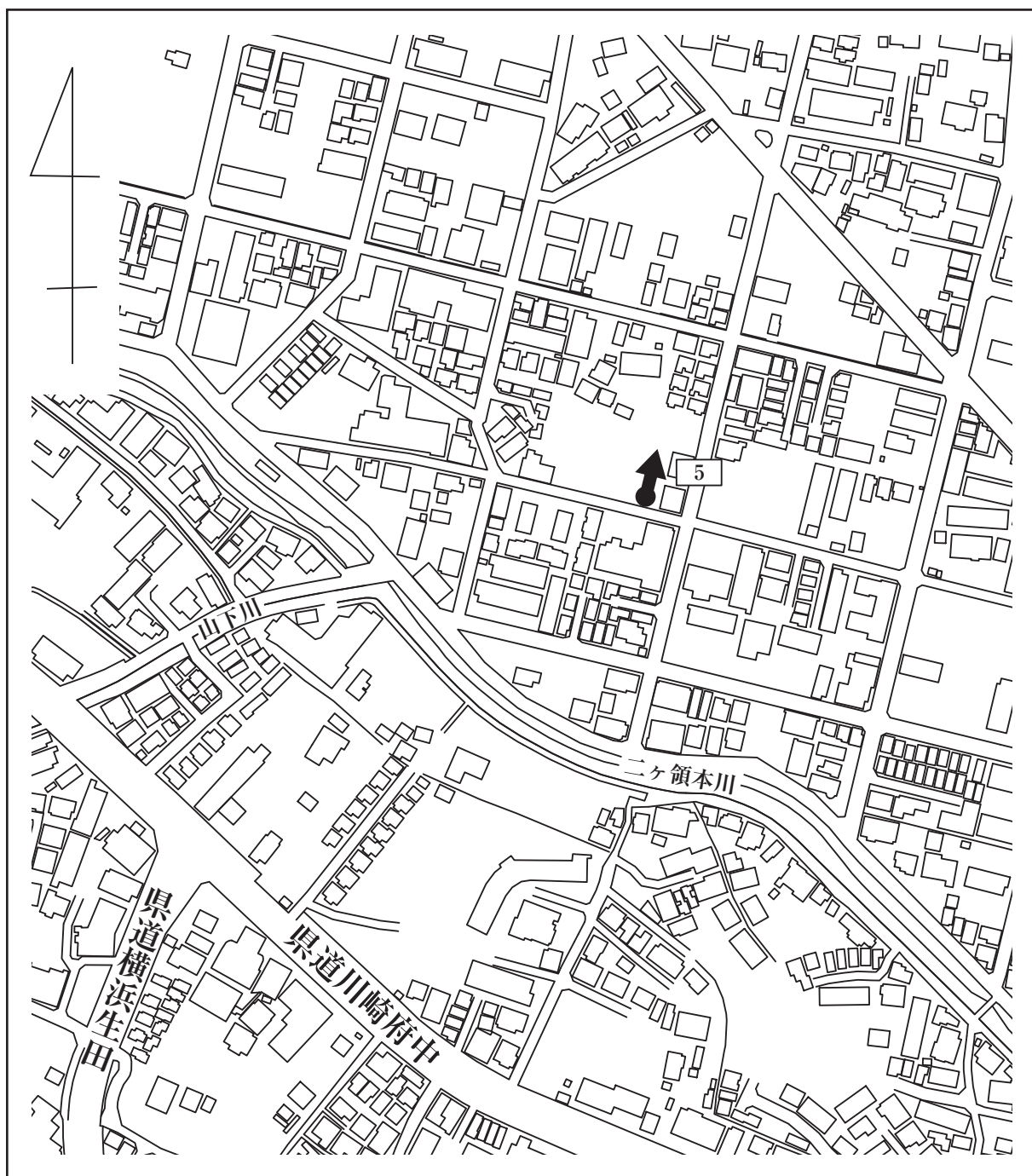
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 5



廃止理由

図面番号⑥

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（中原区井田三舞町地内）

整理番号 6、7



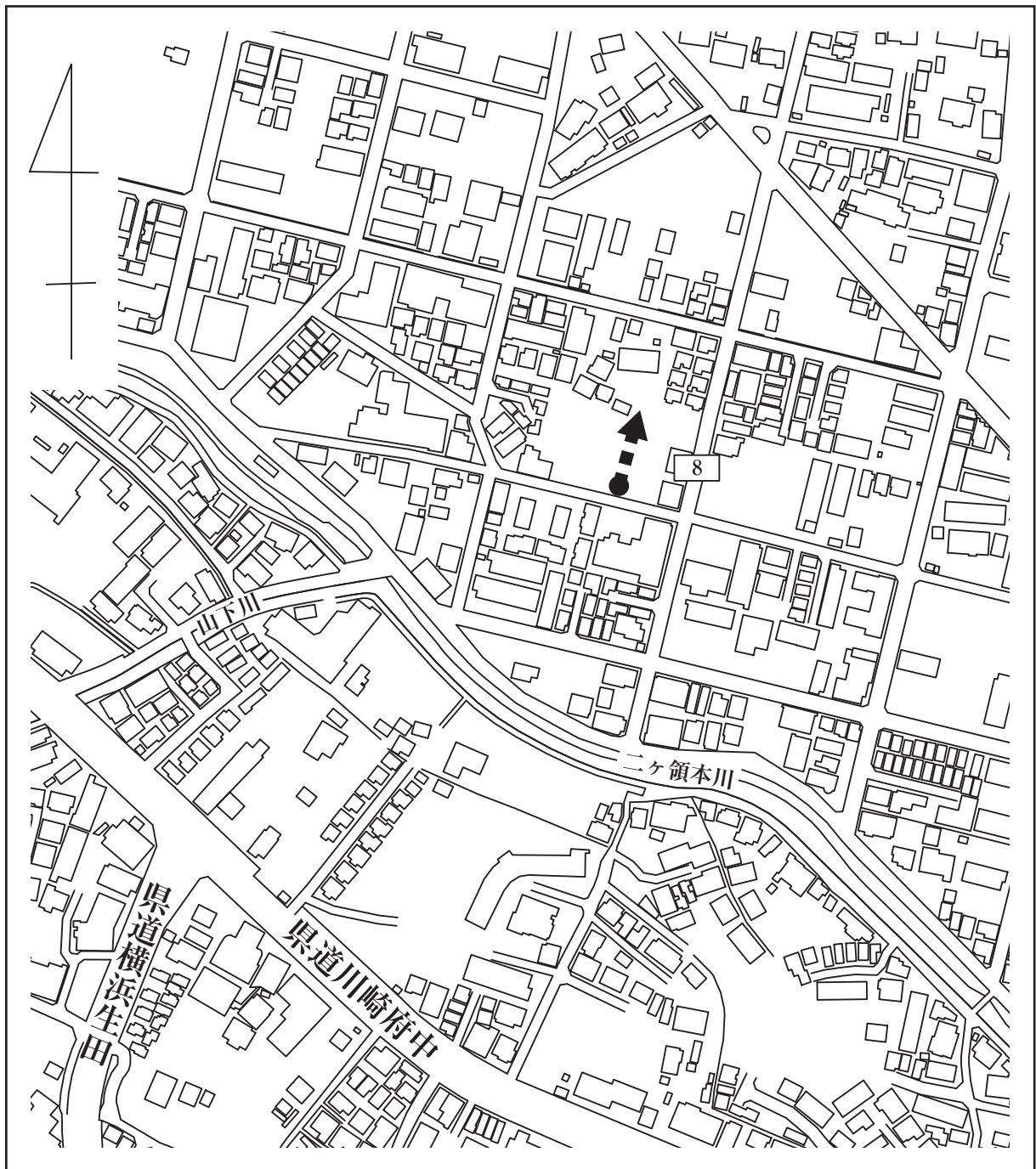
廃止理由

図面番号⑦

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 8



廃止理由

図面番号⑧

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区高石 3 丁目地内）

整理番号 9



廃止理由

図面番号⑨

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区王禅寺東5丁目地内）

整理番号10

